

第 68 号

県営電気事業の売電料金等について

県営電気事業に係る売電料金の額，売電の期間及び売電料金の徴収の方法を次のように定める。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

売電料金の額 日野谷発電所，坂州発電所，川口発電所及び勝浦発電所の予定供給電力の売電料金，平成28年度及び平成29年度各2,771,948,000円
に消費税等相当を加算した額

売電の期間 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間

売電料金の徴収の方法 次の表の支払区分の基本料金と電力量料金の合計額に消費税等相当額を加算した各月の売電料金を翌月の20日までに支払を受ける。

平成 28 年 度 及 び 平 成 29 年 度 支 払 区 分		
月 別	基 本 料 金	電 力 量 料 金
4月から翌年2月まで	1月につき 184,798,000円	各月の実績供給電力量1キロワット時につき1円 70銭を乗じた額
翌年3月	184,800,000円	

提案理由

県営電気事業の売電料金等について，徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。